

グループホーム 花あかりの家

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業所運営規程

(目的)

第1条 この規程は、有限会社 凜成 が設置運営する認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画をすることにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。

4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。

5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称)

第4条 本事業所の名称はグループホーム 花あかりの家 とする。

住所 茨城県常陸太田市下利員町1 2 6 2 番地の1

(職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。

① 管理者 2名

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

② 計画作成担当者 2名

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成すること

とともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。

- ③ 介護職員 10名以上

(利用定員)

第6条 利用定員は、1ユニット9名で2ユニットの計18名とする。

(介護の内容)

第7条 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ② 日常生活上の世話
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談、援助

(短期利用共同生活介護)

第8条 事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活（以下「短期利用共同生活介護」という。）を提供する。

2 短期利用共同生活介護の定員は一の共同生活住居につき1名とする。

3 短期利用共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。

4 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該当認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。

5 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者だけではなく、短期利用共同生活介護の利用者が負担するものとする。

(介護計画の作成)

第9条 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護のサービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成する。

2 介護計画の作成、変更の際には、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実

施状況についての評価を行う。

(利用料金)

第10条 本事業が提供する認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払を受けるものとする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- | | | |
|---------|----|---------------------------|
| ① 家賃相当額 | 1日 | 1,000円 |
| ② 食材料費 | 1日 | 1,500円 |
| ③ 理髪代 | | 1,000円～3,000円/回 実費 |
| ④ 水道光熱費 | 1日 | 500円(11月分～3月分 3,000円追加徴収) |
| ⑤ おむつ代 | | 100円～200円/枚 実費 |

その他、日常生活の維持のため必要になる費用、自治会費、また建物の修繕等が必要になった場合は、その都度本人、家族と相談、協議のうえ支払いを受ける。

- 2 月の中途における入居または退去については日割り計算とする。
- 3 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振込によって指定期日までに受けるものとする。

(入退去に当たっての留意事項)

第11条 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は、要支援・要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ② 自傷他害のおそれがないこと。
- ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退去してもらう場合がある。

3 退去に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退去に必要な援助を行うよう努める。

4 短期利用共同生活介護の利用者の入退去に際しては、利用者を担当する居宅介護支援専門員と連携を図ることとする。

(秘密保持)

第12条 本事業所の従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守する。

- 2 従業員であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずる。

(苦情処理)

第13条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(損害賠償)

第14条 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

第15条 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。

2 従業者は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(緊急時における対応策)

第16条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第17条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

(1) 定期的な虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催及び、その結果について従業者への周知徹底

(2) 虐待の防止のための指針の整備

(3) 定期的な虐待の防止のための研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の配置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第19条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営についての重要事項)

第20条 従業員等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。

- ① 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- ② 経験に応じた研修 随時

2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整理する。

3 記録の保管は5年間とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

付 則

この規程は、平成18年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成21年12月 1日より改正施行する。

この規定は 平成31年 4月 1日より改正施行する。

この規定は 令和 3年 5月 1日より改正施行する。

この規定は 令和 4年 8月 1日より改正施行する。

この規定は 令和 6年 4月 1日より改正施行する。

利用者の苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は事業所名	グループホーム 花あかりの家
申請するサービスの種類	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

措置の概要	
1	<p>利用者からの相談又は苦情などに対応する常設の窓口（連絡先）、担当者の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談・苦情に対する常設の窓口を、事業所の管理者及びサービス提供責任者が担当する。なお、担当者が不在でも、基本的な事情は他の職員が誰でも対応できるように研修し、相談及び苦情の内容を必ず担当者に引き継ぐようにする。 <p>（電話番号） 0294-76-0820 （FAX） 0294-76-0821 （担当者） 宇留野 由美 （対応時間） 9:00～17:00</p> <p>外部苦情申し立て期間（連絡先電話番号）</p> <p>機関名：常陸太田市 高齢福祉課 電話 0294-72-3111 茨城県国民健康保険団体連合会 電話 029-301-1565</p>
2	<p>円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順</p> <ul style="list-style-type: none"> 苦情があった場合、管理者及びサービス提供責任者が利用者（家族）に直ちに連絡を取り、事実を確認する。必要があれば利用者宅を訪問する。 サービス提供に関するものである場合、サービス提供責任者及び介護職員等に事情を確認する。 苦情を受け付けた翌日までに対応の具体的な方針を定め、苦情担当者が利用者（家族）に説明する。 苦情の記録は、台帳に保管し、再発の予防に役立てる。
3	<p>その他参考事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護職員等の質を高めるため、介護職員等に対して採用時に1週間の研修と月1回のケース研究会を行う。 想定される苦情をリスト化して、対応方法をマニュアルにまとめ、職員に配布する。